

ふるさと納税 お返の品の代わりに

児童福祉施設にプレゼントを贈ります！

区は、ふるさと納税をした方（寄附者）自身がお礼の品を辞退し、その代わりに区内の児童養護施設や乳児院へプレゼントを希望した場合、お礼の品相当額（寄附金額の3割相当）をプレゼントする取り組みを平成 29 年から始めています。平成 30 年の民間ポータルサイトを通じた寄附件数 189 件のうち 84 件が、お礼の品を希望せず、施設へのプレゼントを選択しています。2月1日、施設の代表者7人が区役所を訪れ、贈呈式が行われました。

年々返礼品競争が過熱し、その規模を拡大しているふるさと納税。杉並区においても、区税の減収額は増え続け、平成 30 年度は約 18.7 億円の減収となりました。

区は、返礼品競争に参加するのではなく、障害者が心を込めて製作したTシャツやランチョンマットなどをお礼の品とし、障害者への支援や理解を深めるきっかけとしてもらうなど、制度本来の趣旨である返礼品目的ではない健全な寄附文化の醸成を目指しています。

平成 29 年 7 月から実施している児童福祉施設へのプレゼントは、こうした取り組みのひとつで、寄附者がお礼の品を希望せず、区内の児童養護施設（5カ所）、乳児院（2カ所）へのプレゼントを希望した場合、お礼の品相当額（寄附金額の3割相当）を各施設へ贈呈しています。

平成 30 年の寄附実績は、件数が 189 件、金額が 718 万円です。そのうちお礼の品を希望せず、施設へのプレゼントに賛同いただいた寄附は、84 件、373 万円となり、7施設に合計 111 万 7 千円分（373 万円の 3割相当額）の区内共通商品券をプレゼントすることになりました。

2月1日、各施設の代表者7人が区役所を訪れ、午前 11 時から贈呈式が行われ、区長の田中 良より一人ひとりに手渡しました。

各施設が商品券で購入した品物については、区ホームページで公表する予定で、平成 29 年贈呈分（48 万 7 千円）は、施設の子どものために、電子ピアノやデジタルカメラ等が購入されました。

施設からは「カメラは子ども達の学校行事や誕生日会、成長の記録にとっても重宝するので本当に嬉しく思います。」などの声も寄せられました。

今回で2回目の贈呈となりましたが、お礼の品を希望せず、施設へのプレゼントを申し出る寄附の割合が、平成 30 年の寄附金ベースで 52%（平成 29 年は 45%）にもなったことから、区は今後もふるさと納税制度を活用し、寄附文化の醸成に取り組んでいきます。



【問い合わせ先】

区民生活部管理課（ふるさと納税担当）：03-3312-2111（内線1631）
総務部広報課：03-3312-2111（代表）

イメージ図

